

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害後、市は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中・長期的視点に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的な方針を定める。

第1節 被害が比較的軽い場合の基本方針

災害による被害が比較的少なく局地的な場合、「関係各課」は、迅速な現状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2節 被害が甚大な場合の基本方針

災害による被害が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合、「関係各課」は、迅速な現状復旧を目指すことが困難となる。

この場合、県等の支援を受けながら災害に強い地域づくり等中・長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

震災復旧・復興にあたっては、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

- 市民の意向を十分尊重した震災復旧・復興を行う。
- 原状復旧に留まらず、再度の災害を防止できる震災復旧・復興を行う。
- 復興後のまちの姿を明確にして、計画的な震災復旧・復興を行う。

第2章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

市は、所管する公共土木施設の被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに震災復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。

本市の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

| 方策 | 担当部署 |
|------------------|-----------|
| 1. 災害復旧事業計画の作成 | 関係各課、関係機関 |
| 2. 激甚災害の指定 | 危機管理課 |
| 3. 災害復旧事業に伴う財政援助 | 関係各課、関係機関 |

1. 災害復旧事業計画の作成

被災した公共施設は、応急措置を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成して、早期に復旧事業が完了するよう努める。なお、復旧事業計画の樹立にあたっては、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、県等の関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。

財政援助根拠法令は、次のとおりである。

■災害復旧に係る財政援助根拠法令

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

2. 激甚災害の指定

激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の2通りの指定基準がある（局地激甚災害については、該当する災害が全国で年間かなりの件数に上るため、年度末に一括して指定される）。

(1) 激甚災害指定の手続き

災害が発生した場合、市長は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

(2) 激甚災害指定に関する被害状況等の報告

被害状況等の報告は、次のとおりである。

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 県知事への報告 | 市域に災害が発生した場合、市長は、災対法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告するものとする。 |
| 報告事項 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害の原因 ➤ 災害が発生した日時 ➤ 災害が発生した場所又は地域 ➤ 災害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項） ➤ 災害に対し、とられた措置 ➤ その他必要な事項 |
| その他 | 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。 |

3. 災害復旧事業に伴う財政援助

被災施設に対して国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧に関する国の財政援助の事業については以下のとおりである。

第4編 災害復旧・復興計画
第2章 災害復旧
第1節 迅速な現状復旧の進め方

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設災害関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

■農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額の算入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する条例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、本市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

本市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

| 方策 | 担当部署 |
|------------------------|---------------------|
| 1. 災害市民相談 | 危機管理課、関係各課 |
| 2. 罹災証明書等の発行 | 市民課 |
| 3. 被災者の精神保健対策（心のケア） | 健康増進課 |
| 4. 市税等の減免 | 税務課、収納課、国保年金課、長寿支援課 |
| 5. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 | 福祉課 |
| 6. 蓮田市災害見舞金等の支給 | 福祉課 |
| 7. 災害援護資金等の貸付 | 福祉課、建築指導課 |
| 8. 被災者生活再建支援制度の活用 | 危機管理課 |
| 9. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用 | 危機管理課 |

1. 災害市民相談

(1) 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「危機管理課」は、必要に応じて「市民相談センター」（仮称）を設置する。市民相談センターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

(3) 相談体制

① 相談体制の確立

「危機管理課」は、「関係各課」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できるような体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

② 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整えるものとする。

2. 罹災証明書等の発行

災害対策基本法第90条の2に基づく罹災証明書を発行するにあたり、被災者に関する情報を一元的に管理する被災者台帳の整備について検討していく。

(1) 罹災証明書

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

① 罹災台帳

「市民課」は、情報収集班の協力を得ながら、罹災証明書発行の基となる罹災台帳を作成する。

☞【様式37】『罹災台帳』参照

② 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行事務は、罹災台帳をもとに「市民課」が行う。

罹災証明書は、証明の対象となる家屋の居住者、所有者および使用者等の申請に基づき、発行する。

なお、罹災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で発行する。

☞【様式38】『罹災証明書交付申請書』参照

☞【様式39】『罹災証明書』参照

③ 証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、住家及び非住家の次に掲げる被害の程度について証明する。

| 区分 | 被害の程度 |
|-----|---|
| 住家 | ①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊） ⑦床上浸水 ⑧床下浸水 |
| 非住家 | 損壊の有無並びに床上浸水及び床下浸水 |

④ 証明手数料

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

⑤ 被災家屋の判定基準

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、調査及び判定を行う。

(2) 罹災届出証明書

次に掲げるいずれかの場合は、罹災届出証明書を発行する。

- ① 住家及び非住家が罹災した場合であって、既に改修等により被害が確認できない場合
- ② 住家及び非住家以外のものが罹災した場合

3. 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- 現実否認による精神麻痺状態
- 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

《参考》

◆「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合がPTSDとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

(2) メンタルケア

前述（1）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 精神保健福祉センター等による精神保健相談
- 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- 専門施設での相談電話の開設

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

- 情報広報誌の発行による、被災者への情報提供
- 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

4. 市税等の減免

災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税等の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分等の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次に示し内容の減免を行う。

■減免に該当する項目

| 税目 | 減免の内容 |
|---------------------------|---|
| 個人の市民税 (個人の県民税を含む) | 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| 固定資産税・ 都市計画税 | 被災した納税義務者の状況及び、災害により、著しく価値を減じた固定資産の状況に応じて減免を行う。 |
| 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 | 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |

5. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は条例の定めるところにより遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害弔慰金の支給

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 対象災害 | 自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害(当該市町村で大規模な被災があった場合) ② 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害(県内で広域にわたり大規模な被災があった場合) ③ 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害(特に大規模な被災があった場合) ④ 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害(都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合) |
| 支給対象者 | ① 上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者も含む) ② 他市町村の区域内(県外も含む)で災害に遭遇して死亡した者 いずれかの死亡者の遺族とする。 死亡者の範囲は、次に掲げるものとする。 ① 配偶者②父母③子④孫⑤祖父母 兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。 |
| 支給額 | ① 生計維持者:500万円 |

| 項目 | 内容 |
|------|---------------------|
| | ② その他の者：250万円 |
| 費用負担 | 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 |

☞【資料1. 4】『蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

■ 災害障害見舞金の支給

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 対象災害 | 自然災害 (災害弔慰金の対象災害と同じ) |
| 支給対象者 | 上記の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったとき、精神又は身体に一定の障がいが残った住民 |
| 対象となる障がいの程度 | ① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの |
| 支給額 | ① 生計維持者：250万円 ② その他の者：125万円 |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様 |

☞【資料1. 4】『蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

6. 蓮田市災害見舞金等の支給

市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給する。見舞金等の支給内容は、次に示すとおりである。

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

■災害見舞金等の支給

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象災害 | 火災、地震、風水害その他気象災害 |
| 支給対象 | ① 見舞金：現に住居の用に供している住家の被害、居住者の被災 ② 災害弔慰金：死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者 |
| 支給額 | ① 住家の全焼、全壊又は流失 1世帯につき 10万円 ② 住家の半焼又は半壊 1世帯につき 5万円 ③ 住家の床上浸水 1世帯につき 2万円 ④ 重傷者 1人につき 3万円 ⑤ 死亡者 1人につき 10万円 |

☞【資料1. 5】『蓮田市災害見舞金等支給条例』参照

7. 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するため、市は災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金融公庫）制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

（1）災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害援護資金の貸付

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 対象災害 | 県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。 |
| 貸付対象者 | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② " が2人 : 430万円 ③ " が3人 : 620万円 ④ " が4人 : 730万円 ⑤ " が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円 |
| 貸付対象となる被害 | ① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害 |
| 貸付金額 | ① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170万円（250万円） ④ 住居の全壊 " 250万円（350万円） ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 |

第4編 災害復旧・復興計画
第2章 災害復旧
第2節 被災者の生活再建等の支援

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| | ⑥ ①と②が重複 // 250万円 ⑦ ①と③が重複 // 270万円 (350万円) ⑧ ①と④が重複 // 350万円 * () は、特別の事情がある場合の額 |
| 利率 | 年1% (年3%以内で市の条例により設定。) ただし据置期間は無利子 |
| 据置期間 | 3年 |
| 償還期間 | 10年とし、据置期間は、そのうち3年間 |
| 費用負担 | 貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。 |

☞【資料1.4】『蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

(2) 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。生活福祉資金貸付制度に基づく「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費」の貸付は、次に示すとおりである。

■住宅の補修等に必要な経費

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 資金使途 | 現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用 |
| 貸付限度 | 250万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%） |

■災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 資金使途 | 滅失した家財の購入、転居費用等 |
| 貸付限度 | 150万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子） |

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構が行う、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）の貸付内容は、次に示すとおりである。

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

■災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 融資を受けることができる者 | 1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された者（建設・購入の場合は住宅が「全壊」した旨の罹災証明書） ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、「罹災証明書」の提出に加えて被災住宅の修理が不能又は困難である旨の申し出が必要 2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者 3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者 4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人 |
| 融資を受けることができる住宅 | 1 建設・購入・補修 ・居室、台所及びトイレが備えられていること。 2 建設・購入 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。 |
| 融資限度額 | 1 建設の場合 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 2 購入の場合 3,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 3 補修の場合 1,200万円 |
| 融資金利 | 0.84～1.08%（団体信用生命保険に加入する場合（保健の種類で金利が異なる）） 0.64%（団体信用生命保険に加入しない場合） 【令和3年8月1日現在】 |
| 最長返済期間 | 建設35年、購入35年、補修20年 融資の日から3年間（補修：1年間）の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。 年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。 |
| 担保 | 建設・購入：建物及び土地に機構が第1順位の抵当権を設定 補修：建物及び土地に機構が抵当権（後順位で可）を設定 |

8. 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることになった。

さらに、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行なわれた。

（1）被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---------|------------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|------|------|
| 目的 | 被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害の規模 | 政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援対象世帯 | 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援金の額 | 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （*世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 25%;">全壊</td> <td style="width: 25%;">解体</td> <td style="width: 25%;">長期避難</td> <td style="width: 25%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 【全壊等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 25%;">建設・購入</td> <td style="width: 25%;">補修</td> <td style="width: 25%;">賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> 【中規模半壊】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 25%;">建設・購入</td> <td style="width: 25%;">補修</td> <td style="width: 25%;">賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給 | 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 支援金の支給

「危機管理課」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

第4編 災害復旧・復興計画

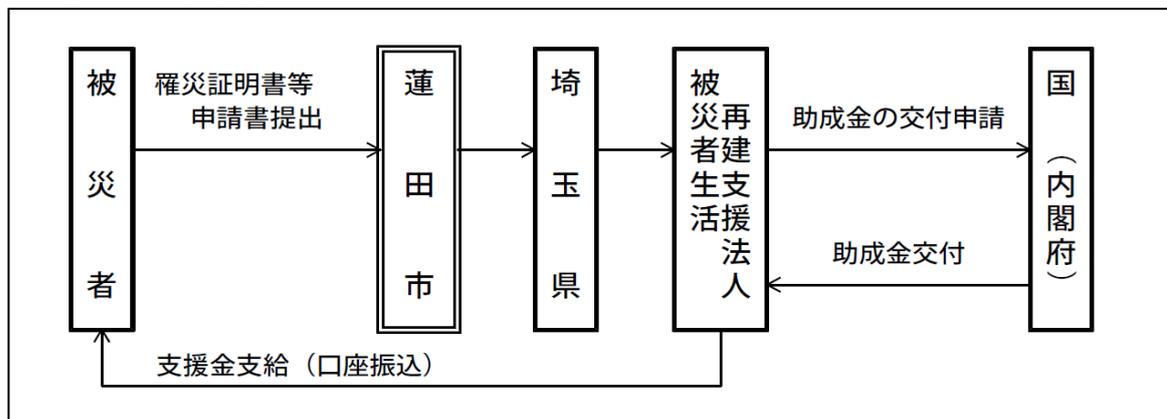
第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

| 関係機関 | 措置内容 |
|-----------------|---|
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付 |
| 県 | ① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付 |
| 被災者生活 再建支援法人 | ① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告 |
| 国（内閣府） | 被災者生活再建支援法人への補助金交付 |

■支援金の支給手続



9. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記7.）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

（1）埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---------|------------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|-------|------|
| 目的 | 被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援対象世帯 | 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援金の額 | 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の被害程度</th> <th style="text-align: center;">全壊</th> <th style="text-align: center;">解体</th> <th style="text-align: center;">長期避難</th> <th style="text-align: center;">大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> ① 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の再建方法</th> <th style="text-align: center;">建設・購入</th> <th style="text-align: center;">補修</th> <th style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 | 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

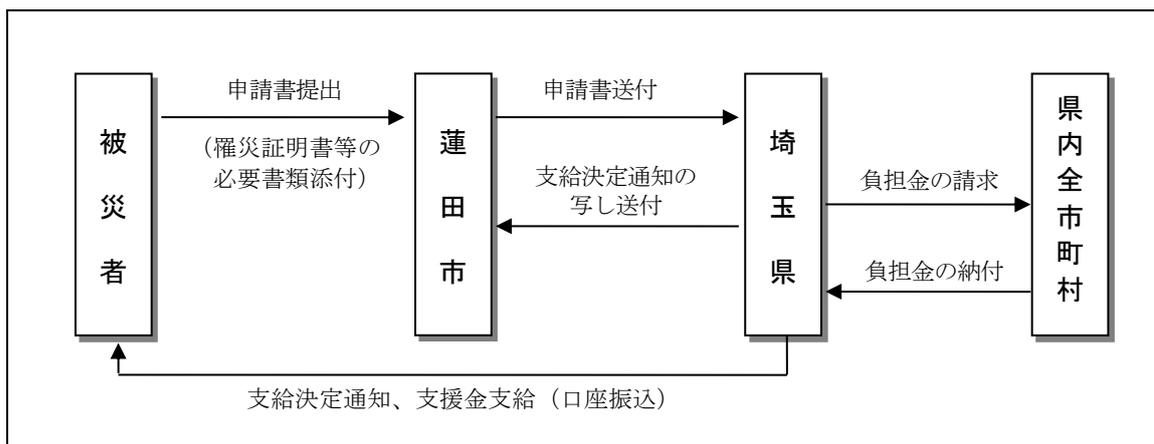
資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

■ 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 目的 | 災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。 |
| 支給対象世帯 | 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯 |
| 給付金の額 | 50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円) |
| 市町村 | 1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | 1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ給付金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定 |

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】は「埼玉県・市町村生活再建支援金」と同じ。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 目的 | 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。 |
| 給付対象世帯 | 下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由 |
| 給付金の額 | 給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。 |
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 |

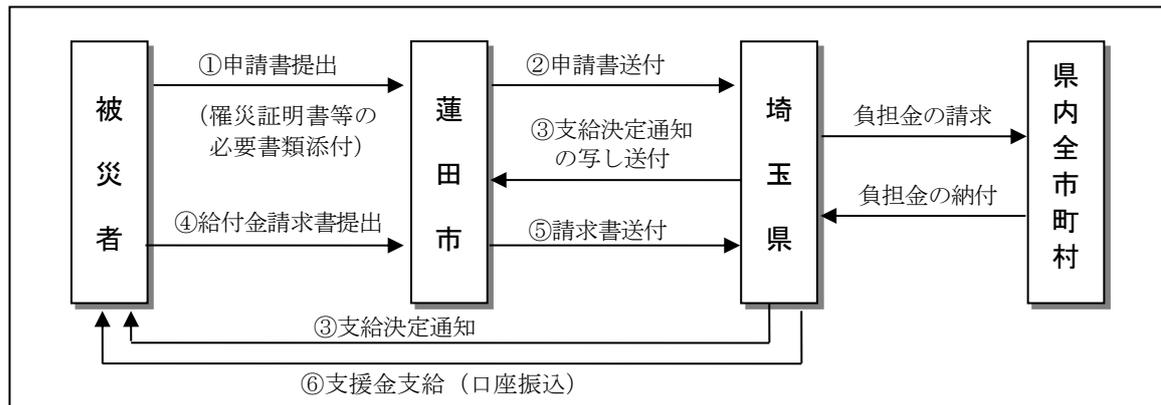
資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第2節 被災者の生活再建等の支援

■ 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

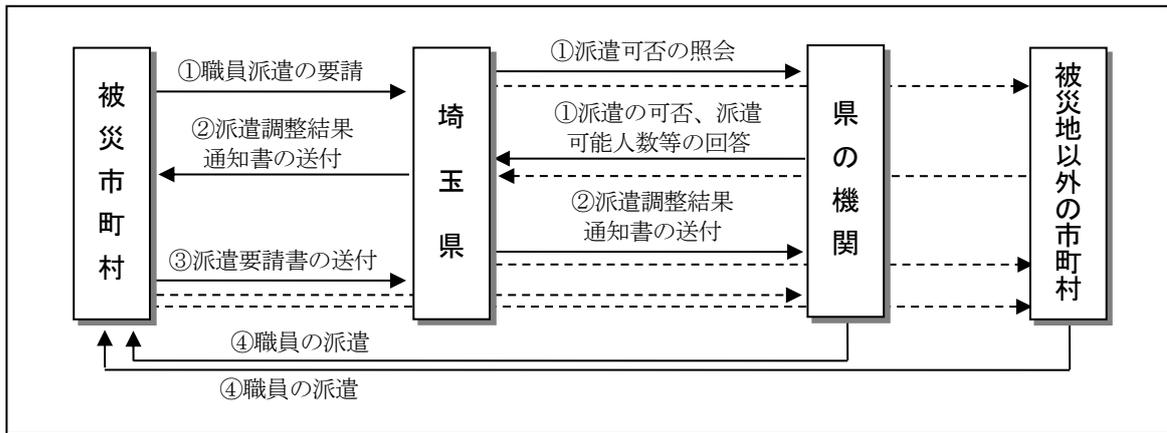
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 目的 | 災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。 |
| 対象災害 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害 |
| 応援内容 | 被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。 |
| 被災市町村 (要請市町村) | ① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ |
| 被災地以外の 市町村 (派遣市町村) | ① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣 |
| 県 (統括部、支部) | ① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣 |

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

■ 埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援

第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援

災害に見舞われた被災中小企業、農林事業者に対しては国等による各種の融資制度があり、「農政課」、「商工課」は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

本市の「被災中小企業、農林事業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------|------|
| 1. 被災中小企業への融資 | 商工課 |
| 2. 被災農林事業者への融資 | 農政課 |

1. 被災中小企業への融資

被災した中小企業への融資の概要は、次のとおりである。

■被災中小企業への融資の概要

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 融資対象 | 県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること |
| 融資限度額 | 設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円） |
| 融資条件 | 用途 設備資金及び運転資金 |
| | 貸付期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内 |
| | 利率 大臣指定等貸付 年 1. 0 % 以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1. 1 % 以内（ 〃 ） |
| | 担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める |
| | 保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 信用保証 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する | |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内 |
| 申込受付場所 | 中小企業者は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会 |

2. 被災農林事業者への融資

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■天災融資法に基づく資金融資の概要

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 貸付の相手方 | 被害農林漁業者 |
| 貸付対象事業 資金使途 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入、漁船の建造または取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等 |
| 貸付利率 | 年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 （具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。） |
| 償還期限 | 3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内） |
| 貸付限度額 | 市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円） |
| 融資機関 | 農業協同組合又は金融機関 |
| 担 保 | 保証人 |
| その他 | 当該市町村長の被害認定を受けたもの |

(2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 期 間 | 10年（据置3年以内を含む）以内 |
| 貸付利率 | 年0.60～0.10%（令和6年1月18日現在） |
| 貸付限度額 | 一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合） |
| 担 保 | 相談のうえ決定 |

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 貸付の相手 | 被害農業者 |
| 資金使途 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのご栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業場の復旧に必要な資金等 |

第4編 災害復旧・復興計画

第2章 災害復旧

第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援

| 項目 | 内容 |
|-------|-----------------------------|
| 貸付利率 | 年0%（県・市の利子補給により実質無利子） |
| 償還期限 | 6年以内（据置1年） |
| 貸付限度額 | 市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額 |
| 融資機関 | 農業協同組合等 |
| 担保 | 保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する |
| その他 | 当該市町村の被害認定を受けたもの |

（4）農業災害の補償等

農業災害の補償等の概要は、次のとおりである。

■農業災害の補償等の概要

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 支払の相手 | 当該共済加入の被災農家 |
| 農業共済事業対象物 | 農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具） |
| 支払機関 | 農業共済組合 |

第3章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

第1節 復興に関する事前の取組の推進

「関係各課」は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2節 復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

この場合、「災害復興対策室」（仮称）を臨時に置き、「政策調整課」、「財政課」、「危機管理課」及び「都市計画課」の職員を中心に「災害復興対策本部」の庶務を迅速・的確に処理する。

第3節 復興計画の策定

1. 災害復興方針の策定

市は、「災害復興対策本部」を設置した場合、災害復興方針を策定するため、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員で構成する「災害復興検討委員会」を設置する。策定した災害復興方針は、速やかに市民に公表する。

2. 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。当該計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4編 災害復旧・復興計画

第3章 災害復興

第4節 復興事業の実施

第4節 復興事業の実施

1. 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

2. 復興事業の実施

市は、「災害復興対策室」を中心に、庁内一丸となって災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。

県（復興対策本部）は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進するとともに、県（各部局）は、市が行う復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。